

県立自然公園における許可・届出が必要な行為

山梨県立自然公園条例に基づく許可が必要な地域・地区

・特別地域(第1種～第3種)

山梨県立自然公園条例に基づく許可が必要な行為

地域・地区	行為の区分
特別地域 (第1種～第3種)	・工作物の新築、改築、増築 (第20条第4項第1号)
	・木竹の伐採 (第20条第4項第2号)
	・指定区域内における木竹の損傷 (第20条第4項第3号)
	・鉱物の掘採又は土石の採取 (第20条第4項第4号)
	・河川・湖沼等の水位又は水量の増減 (第20条第4項第5号)
	・汚水等の排出 (第20条第4項第6号)
	・広告物等の掲出、設置、表示 (第20条第4項第7号)
	・屋外での土石等の集積又は貯蔵 (第20条第4項第8号)
	・水面の埋め立て又は干拓 (第20条第4項第9号)
	・土地の開墾又は形状変更 (第20条第4項第10号)
	・高山植物等の採取又は損傷 (第20条第4項第11号)
	・指定区域内における指定植物の植栽又は種子まき (第20条第4項第12号)
	・山岳に生息する動植物等の捕獲・殺傷等 (第20条第4項第13号)
	・指定区域内における指定動物の放牧 (第20条第4項第14号)
	・屋根、壁面の色彩の変更 (第20条第4項第15号)
	・指定区域内への立ち入り (第20条第4項第16号)
・指定区域への車馬、動力船の使用又は航空機の着陸 (第20条第4項第17号)	

施行規則第18条で定める行為(通常の管理行為、軽微な行為等)は除く

県立自然公園における許可・届出が必要な行為

山梨県立自然公園条例に基づく届出が必要な地域・地区

- ・特別地域(第1種～第3種)
- ・普通地域

山梨県立自然公園条例に基づく届出が必要な行為

地域・地区	行為の区分
特別地域 (第1種～第3種)	・非常災害のための必要な応急措置 (第20条第7項)
	・指定地域内での木竹の植栽 (第20条第8項)
	・家畜の放牧 (同上)
普通地域	・工作物の新築、改築、増築で次の基準を超えるもの (第22条第1項第1号、及び、施行規則第20条第1項第1～10号)
	イ. 建築物 高さ13m又は延べ面積1,000㎡
	ロ. 送水管 長さ70m
	ハ. 鉄塔 高さ30m
	ニ. 船舶の係留施設 長さ50m
	ホ. ダム 高さ20m
	ヘ. 鋼索鉄道 延長70m
	ト. 索道 傾斜巨長600m又は起点と終点の高低差200m
	チ. 別荘地用道路 幅員2m
	リ. 遊戯施設(建築物を除く) 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡
又. 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡	
・特別地域内の河川・湖沼等の水位 又は水量の増減を及ぼさせる行為 (第22条第1項第2号)	
・広告物等の掲出、設置、表示 (第22条第1項第3号)	
・水面の埋め立て又は干拓 (第22条第1項第4号)	
・鉱物の堀採又は土石の採取 (第22条第1項第5号)	
・土地の形状変更 (第22条第1項第6号)	

施行規則第21条で定める行為(通常管理行為、軽微な行為等)は除く